

〔 先行技術調査ができます 〕

中小企業・個人の方の
出願であれば**無料**で調査します

対象となる特許出願

平成17年4月1日以降の特許出願であり、審査請求を行っていないもの。

ただし、以下の特許出願は対象外となります。

- (1) 国際特許出願（特許協力条約に基づく国際出願で日本を指定国とした特許出願）
- (2) 審査請求期間の満了まで2ヶ月未満の特許出願（審査請求期間満了後の特許出願も対象外となります）
- (3) 平成16年度以降に本支援事業による先行技術調査を依頼した特許出願

先行技術調査を依頼できる方

中小企業*又は個人及び出願代理人の方に限ります。

- 中小企業・個人が含まれている共同出願の場合は、中小企業・個人からの依頼であれば利用できます。
- 出願人が事業協同組合（農林水産関連組合含む。）の場合は、その構成員が専ら中小企業・個人であれば利用できます。
- 出願人が中小企業・個人以外の場合（例えば大企業、大学、TLO等）は利用できません。
- 出願人が大企業の支配関係にある法人である場合は利用できません。
- 日本国内に報告書が送付可能な居住地がない場合は利用できません。

※製造業の場合、資本金が3億円以下か、従業員300人以下のどちらかを満たせば中小企業。

申込方法

調査事業者からいずれか1者を選択し、必要事項を記入した調査依頼書・誓約書*と出願書類の写し、を添えて平成21年2月27日（金）までに
直接調査事業者にお申込み下さい。

※調査依頼書・誓約書は、本支援事業のホームページから入手できます。

依頼可能件数

本支援事業の利用件数は1依頼者あたり20件までとなります。

調査結果

以来から約3週間で以下の書類を郵送いたします。

- (1) 報告書、(2) 受領書、(3) 先行技術文献の公報全文の印刷物、(4) アンケート用紙